

議案第四十七号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年杉並区条例第十六号）の
一部を次のように改正する。

第三条第一項中「有する障害者」の下に「（規則で定める施設に入所する障害者にあつては、規則で定めるところによる。）」を加え、同項ただし書中「者」を「もの」に
改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 他の地方公共団体の条例等の規定により次条の規定による助成に相当する給付を受
ける者 給付を受けている間

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区心身障害者の医療費
の助成に関する条例第三条第一項の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

（提案理由）

施設に入所している者の住所要件に特例を設ける必要がある。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(対象者)</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、杉並区の区域内に住所を有する障害者(規則で定める施設に入所する障害者)であつては、規則で定めるところによる。()であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、障害者となつた年齢が六十五歳以上の者及び障害者となつた年齢が六十五歳未満の者で六十五歳に達する日の前日までに第五条に規定する申請を行わなかつたもの(規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。)は対象としない。</p> <p>一 及び二 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、杉並区の区域内に住所を有する障害者</p> <p>であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、障害者となつた年齢が六十五歳以上の者及び障害者となつた年齢が六十五歳未満の者で六十五歳に達する日の前日までに第五条に規定する申請を行わなかつた者(規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。)は対象としない。</p> <p>一 及び二 略</p>

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい
ずれかに該当する者は、それぞれ当該各号
に定める期間は、対象者とし^{ない}。
一 四 略
- 五 他^の地方公共団体の条例等の規定によ
り次条の規定による助成に相当する給付
を受ける者 給付を受けている間
- 3 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい
ずれかに該当する者は、それぞれ当該各号
に定める期間は、対象者とし^{ない}。
一 四 略
- 3 略